

「健康経営」広がっています！ 企業の未来は従業員の健康づくりから

「健康経営」とは？

従業員の健康を企業の財産ととらえ、企業の成長のために、従業員の健康づくりに積極的・戦略的に取り組むことです。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営」宣言事業の進め方

1 「健康経営」宣言事業への参加を申し込む

「登録票」に必要事項をご記入いただき、協会けんぽ長崎支部へご提出ください。

2 従業員の皆様に「健康経営」に取り組むことを宣言し、「5つの取り組み」に取り組む



- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②健診結果による医療機関受診の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み

「登録票」及び「健康経営」に関するパンフレットは
協会けんぽ長崎支部ホームページ>健康づくり>「健康経営」とは？
より、ダウンロードください。

翌年度「取り組み評価シート」を提出いただき、取り組み内容が優れた事業所様には、「健康経営推進企業」として長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長の連名による「認定証」を交付いたします。

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満



ご確認よろしく
お願いいたします。

制度の詳細や申請方法はこちら



令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って10月中旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年度の予定

○確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

○送付時期

令和7年10月中旬から10月下旬(予定)にかけて順次送付いたします。

○提出期限

令和7年12月12日(金)

○扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

○令和6年度の実績

- ・扶養解除者数 約6.3万人
- ・高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約11億円

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ長崎支部までお問い合わせください。
☎:095-829-6000(音声ガイダンス①)

